

令和2年度後期（第13期）官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～
地域人材コース「やまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム」
申請の手引き

やまがたグローバル人材育成推進協議会

令和2年度後期（第13期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～地域人材コースへの応募学生の申請を行う「やまがたグローバル人材育成推進協議会」に所属する山形県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第3年次以上で専攻科含む）、専修学校（専門課程）（以下、「大学等」という。）は、令和2年度後期第13期）官民協働海外留学支援制度 地域人材コースの対象となる各地域事業の募集要項を確認した上で申請手続きを地域事業ごとに行う必要があります。

「やまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム」（以下、「本事業」という。）への応募学生の申請を行う場合は、令和2年度後期（第13期）官民協働海外留学支援制度 地域人材コース「やまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム」募集要項（以下、「募集要項」という。）を確認した上で手続きを行ってください。また、申請にあたってはトビタテ！留学 JAPAN ウェブサイトに FAQ の掲載がありますので、こちらもご参照ください。

<https://www.tobitate.mext.go.jp/faq/index.html>

本事業の申請手続きは原則として、日本代表プログラムの他の申請コース（①理系、複合・融合系人材コース、②新興国コース、③世界トップレベル大学等コース、④多様性人材コース）と同様です。ただし、下記のとおり、対象となる学生の要件や申請書類の提出締切日、提出先等については本事業独自のものとなっておりますので、御注意ください。

【参考】日本代表プログラム（4コース）募集要項

<http://www.tobitate.mext.go.jp/>

「募集要項」－③応募の手引

1. 学生の申請にあたって確認すべき要件

項目	内容	参照箇所
(1) 学生の留学計画の要件	<p>日本代表プログラム4コースの要件に加え、本事業独自の要件を設定</p> <p>①令和2年(2020年)8月10日(月)から令和3年(2021年)3月31日(水)までの間に諸外国において留学が開始される(渡航日ではなく、プログラム開始日となります。)計画</p> <p>※日本で開催される日本代表プログラムの事前研修に参加することが、留学開始の要件となります。</p> <p>②諸外国における留学期間が28日以上2か月以内(1か月半程度推奨)の計画</p> <p>※留学期間とは、受入許可書等に基づく実際の活動の開始日から終了日までの期間のことであ</p>	募集要項：第5項「(4)留学計画の要件」

項目	内容	参照箇所
	<p>り、渡航及び帰国に係る期間は含まれません。 ※留学期間終了後、1か月以内に帰国する必要があります。</p> <p>③留学先における各受入機関（以下「留学先機関」という。）がそれぞれの留学開始前までに確保できる計画 ※留学先機関とは、現地の法人・団体等の機関であり、個人による受入れは不可です。 ※留学先機関がなく、毎月の在籍確認を取れない計画は支援対象となりません。</p> <p>④日本の在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画</p> <p>⑤留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画 ※語学留学は、支援の対象になりません。</p> <p>⑥アンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動が含まれている計画 ※アンバサダー活動とは、留学先において日本や日本の地域の良さを発信する活動を指します。 例) 日本文化紹介、地域の魅力を発信する、和食をホストファミリーにふるまう ※エヴァンジェリスト活動とは、帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってください。 例) 活動報告会の開催やwebでの発信</p> <p>⑦留学先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等における「海外安全ホームページ」上の、「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画</p>	
(2) 支援の対象となる派遣留学生	<p>・日本代表プログラム4コースの要件に加え、本事業独自の要件を設定</p> <p>・本制度の令和2年度後期（第13期）の他の申請コース（理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース、地域人材コースの他の地域事業）、令和2年度（第6期）高校生コースに応募していないことを確認してください。</p> <p>本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は応募時までに日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(12)に掲げる要件を<u>全て満たす</u></p>	<p>募集要項：第9項「派遣留学生の要件」</p>

項目	内容	参照箇所
	<p>学生になります。</p> <p>(1)本制度で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生</p> <p>(2)日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生</p> <p>(3)日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生</p> <p>(4)原則として、機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生</p> <p>※家計基準の判定は、令和2年（2020年）4月1日時点の学籍身分（見込）で行ってください。在籍大学等に家計の所得がわかる直近の必要書類（源泉徴収票、確定申告書等）を提出し、家計基準を満たすか超えるかを確認してください。</p> <p>※詳細は別紙1-1及び別紙1-2を参照してください。</p> <p>(5)留学に必要な査証を確実に取得し得る学生</p> <p>(6)留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生</p> <p>※<u>採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めますので、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会へ連絡してください。</u></p> <p>(7)令和2年（2020年）4月1日現在の年齢が30歳以下である学生</p> <p>(8)留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受けるときには、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生</p> <p>※他団体等から奨学金を受けるとき、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。</p> <p>※機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。</p> <p>※機構が実施する第一種・第二種奨学金の貸与を受けている学生は本制度の奨学金と併給が可能で</p>	

項目	内容	参照箇所
	<p>すが、第一種・第二種奨学金の休止を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続を行ってください。</p> <p>(9)本制度において過去に派遣留学生として採用されていない学生</p> <p>※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航前に辞退した学生は、支援の対象となります。また、高校生コース及び地域人材コース高校生等枠の派遣留学生として採用された学生も支援の対象となります。</p> <p>(10)本制度の令和2年度後期（第13期）の他のコース（理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース、地域人材コースの他の地域事業）及び令和2年度（第6期）高校生コースに応募していない学生。 （既に上記のいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記の応募を取り下げることが可能）</p> <p>(11)山形県内の高等教育機関に在籍する学生</p> <p>(12)在籍する大学等を卒業後に山形県内の企業等に就職する等、地域に定着し、地域の発展に貢献することを希望する学生。（卒業後に進学する場合は、進学先の大学院を修了した後）</p> <p>なお、学年や学部、専攻等については問いません。ただし、学士課程3年生、修士課程1年生、高等専門学校4年生、短期大学1年生を推奨します。</p>	

2. 申請書類、申請データの作成・提出について

(1) 申請書類等のダウンロード先及び提出期限

ダウンロード (URL)	
やまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/international/tobitate/	
応募学生から在籍大学等への提出締切日	大学等から地域協議会への提出締切日
在籍大学等で設定された締切日	令和2年(2020年)4月24日(金)12時

(2) 申請書類、申請データ作成に当たっての留意事項等

様式番号	様式等名称	申請書類 (紙媒体)	郵送部数	申請データ (電子媒体)	
各様式共通		<ul style="list-style-type: none"> 様式の変更は基本的には一切行わないでください。 項目の追加や削除、順序の変更はしないでください。 様式のコメント等に従って入力、作成してください。 入力はパソコンを使用してください。 表記は日本語としてください。 「学校コード」は海外留学支援制度コード表を参照してください。 			
		<ul style="list-style-type: none"> カラー、白黒印刷どちらでも可能ですが、不明瞭にならないように留意してください。 		以下の申請データ(電子媒体)を準備し、メール送付してください。	
応募学生用	様式1	留学計画書	サイズ: A4サイズ 印刷: 片面 ・写真については、 写真データを貼付し印刷 してください。 ・確認要件(受入機関・JASSOの第二種奨学金の家計基準)については、必ず確認してください。	応募者 毎に 2部	・Excelファイル (自由記述書、受入許可書等の作成ソフトは不問) ・PDFファイル(3MBまで)
		申請シート	サイズ: A4サイズ 印刷: 両面		
	家計の所得がわかる直近の必要書類	源泉徴収票、確定申告書等	応募者 毎に 1部	※紙媒体のみ提出	
	申請チェックシート	サイズ: A4サイズ 印刷: 片面		※紙媒体のみ提出	
大学等用	様式2-1	申請書	サイズ: A4サイズ 印刷: 片面	1部	-
	様式2-2	申請データ	サイズ: A4サイズ 印刷: 片面	1部	・Excelファイル

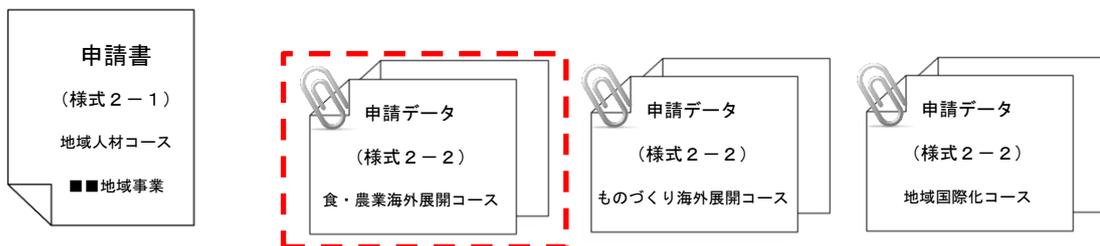
提出先	<p>※応募学生はすべて在籍大学等を通じて各手続き及び質問等を行ってください。</p> <p>やまがたグローバル人材育成推進協議会 (事務局：山形大学教育・学生支援部国際交流課内) 住所：〒990-8560 山形県山形市小白川町 1-4-12</p>	<p>やまがたグローバル人材育成推進協議会 (事務局：山形大学教育・学生支援部国際交流課内) メール： rgkokusai@jm.kj.yamagata-u.ac.jp</p>
-----	---	--

3. 申請書類（紙媒体）の取りまとめ・提出方法

(1) 大学等作成申請書類

申請書（様式 2-1）を一番上にし、応募学生毎の申請データ（様式 2-2）をとりまとめ、左上をクリップ止めしてください。

- ・ 第 13 期官民協働海外留学支援制度申請書（様式 2-1）
- ・ 第 13 期官民協働海外留学支援制度申請データ（様式 2-2）



(2) 応募学生から提出された申請書類

以下の書類を①～③の順番に並べ左上をホッチキス止めし、左横に2穴をあけたものを2部用意してください。

- ① 第 13 期官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式 1）
- ② 受入許可書等、留学計画の実現性を証明できる書類の写し
- ③ 申請シート

※①～③と併せて、家計の所得がわかる直近の必要書類（源泉徴収票、確定申告書等）及び申請チェックシートを各1部用意してください。ホッチキス止め等する必要はありません。



※1部作成の際の印刷、コピーにあたっては、カラー、白黒問いませんが不明瞭にならないよう留意してください。

※併せて、家計の所得がわかる直近の必要書類（源泉徴収票、確定申告書等）及び申請チェックシートを各1部用意してください。

- ・ 応募学生から提出された応募書類セットを封筒等に入れてください。その際、封筒等の分かりやすい箇所に「やまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム、学校コード、大学等名」を明記してください。

4. 申請データ（電子媒体）の提出方法

以下のデータを提出先へ電子メールで送付してください。

データ名		データ形式
(1) 第 13 期官民協働海外留学支援制度留学計画書<山形県>	様式 1	Excel ファイル
(2) 第 13 期官民協働海外留学支援制度申請データ<山形県>	様式 2-2	
第 13 期官民協働海外留学支援制度留学計画書<山形県>	様式 1	PDF ファイル (3MB まで) ※左記データを一括で PDF 変換し、1つのファ イルにまとめてください
自由記述申請書及び留学先機関の受入許可書等、留学計画の 実現性を証明できる文書等の写し（任意）		
申請シート		Word ファイル

以 上